

平成 18 年度の新しい助成金制度

> 育児関連

中小企業子育て支援助成金・・・ 育児休業で 1 人 100 万円 2 人目 60 万円
子育て女性起業支援助成金・・・ 起業費用の 3 分の 1 (200 万円限度)
両立支援レベルアップ助成金・・・ 10 ～ 50 万円

> キャリアアップ関連

雇用確保措置導入支援助成金 (セカンドキャリア助成金)
社外委託の研修 10 時間以上・・・ 研修費用の 4 分の 1 (1 人当たり 5 万円、1 社
当たり 500 万円限度)
キャリア形成促進助成金 (職業能力開発支援促進給付金)
時間数により 1 人 1 コース 5 ～ 20 万円

> パートタイム関連

中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金 (パートタイム助成金)
パートタイマーの正社員への登用など均衡処遇への取り組みを行う事業主への
助成・・・メニューにより 30 ～ 50 万円、1 事業主当り 1 回限り

> メンタルヘルス関連

中小企業職業相談委託助成金・・・ 委託費用の 3 分の 1、又は雇用保険被保
険者数の区分」に応じて 10 ～ 100 万円のいずれか低い額

> 地域創業関連

地域創業助成金・・・ → 新規創業支援金又は雇入れ奨励金
→ 追加雇入れ奨励金)
→ 追加新規創業支援金

> 労働者健康福祉関連

産業医経費助成金・・・ 55,400 円～ 83,400 円
自発的健診支援助成金・・・ 4 分の 3 相当、限度 7,500 円

企業等の私的機関による各種支援制度の拡充

景気の回復を背景に求人倍率の上昇、人材確保対策あるいは企業の人材流出防止対策
として、各種の育児支援制度や新たな休暇制度が採用されてきた。

> 終業時間を早める > 学校行事向け有休 > 母子向け医療の拡充 > 子の高卒まで勤務短
縮 > 週休 3 日制の導入 > パートや派遣、契約社員への育児休業制度の拡充 > 育児休暇
の取得促進 > その他の休暇制度の導入等である。